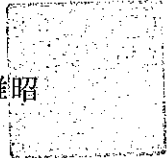


(一社) 群馬県食品衛生協会 会長  
群馬県麺類生活衛生同業組合理事長  
群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長  
群馬県中華料理生活衛生同業組合理事長  
群馬県社交飲食業生活衛生同業組合理事長  
群馬県飲食業生活衛生同業組合理事長  
群馬県鮪商生活衛生同業組合理事長  
(公財) 群馬県生活衛生営業指導センター 理事長

様

群馬県健康福祉部  
食品・生活衛生課長 下田 雅昭

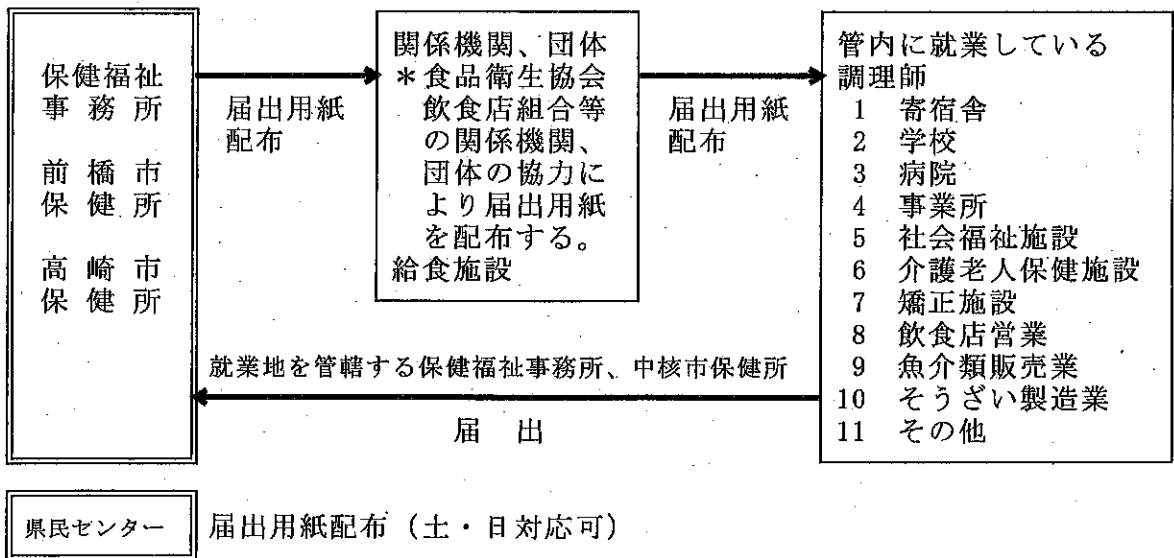


調理師法第5条の2に基づく調理師就業届出について(依頼)  
日頃から、食品衛生行政につきましては、御理解と御協力をいただき深く感謝申し上げます。  
さて、標記の調理師就業届出は隔年で行われておりますが、今年度は届出の年にあたり下記のとおり実施することとなりました。  
つきましては、調理師就業届出が円滑かつ適正に実施されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。  
なお、届出用紙は各保健福祉事務所、前橋市保健所、高崎市保健所、群馬県調理師会連合会及び県民センターにおいて配布しますので御承知おきください。

記

調理師就業届出に関する事務を別添実施要領により実施する。

- 1 各保健福祉事務所、前橋市保健所及び高崎市保健所が届出に関する受理事務を行う。



担当：食品衛生係 中里  
電話：027-226-2442

# 平成28年度 調理師就業届出受理事務実施要領

## 第1章 総則

### (目的)

- 1 この要領は、調理師法（以下「法」という。）第5条の2の規定に基づく調理師就業届出制度の届出受理事務の実施に関しての必要な事項を定め、適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

### (届出受理事務の基本方針)

- 2 届出受理事務は、法、同法施行規則並びにこれに係る通達によるほか、この要領により適正かつ円滑に実施するものとする。

## 第2章 届出受理事務の実施の方法

### (届出受理事務を行う場所)

- 3 届出受理事務は、県内の各保健福祉事務所、前橋市保健所及び高崎市保健所において取り扱うものとする。

### (届出の受理方法)

- 4 届出の受理は、3に規定する届出受理事務を行う場所において行うものとし、郵送やぐんま電子申請受付サービスによる受理を行うことを妨げない。

各保健福祉事務所、前橋市保健所及び高崎市保健所は、別紙「調理師業務従事者届」（以下「届出書」と言う）を受理した場合は、速やかに当該届出書に所定の事項が記載されているかどうかを確認し、届出書に不備を認めるときは、訂正させるものとする。

### (届出受理を行う期間)

- 5 届出受理事務を行う期間は、平成28年12月31日現在における所要の事項について、平成29年1月15日までとする。

### (届出の対象者に対する周知)

- 6 法第5条の2の規定による届出の対象者に対しては、広報その他の方法により周知を図るものとする。

### (届出受理結果の報告)

- 7 各保健福祉事務所長、前橋市保健所長及び高崎市保健所長は、届出受理事務終了後、遅滞なく別に定める届出受理結果報告書を作成し、群馬県食品・生活衛生課長に報告するものとする。

### (秘密の保持)

- 8 届出受理事務を行うにあたった者は、届出受理事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (その他事項)

- 9 この要領に定めるもののほか、届出受理事務の実施に関して必要な事項については、別途定めるものとする。

### 附 則

この要領は、平成28年8月25日から施行する。